

フランスの国立大学における事務組織と職員

大場 淳(広島大学)

日本の国立大学では、平成14年5月1日現在、99の大学に56,011人の本務職員¹が勤務しており、その内訳は事務系24,314人、技術技能系8,491人、医療系21,738人、教務系736人、その他732人となっている(文部科学省平成14年度学校基本調査速報)。国立大学は平成16年度から法人化される予定であり、教職員は非公務員型の法人職員となり、事務組織の編制や職種の設定については各大学の裁量とされる。事務職員によって構成される「事務組織は、教員と連携協力して企画立案に参画し、学長以下の役員を直接支える専門職能集団としての機能を発揮」(平成14年3月の国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議の報告『新しい「国立大学法人」像について』)することとされるなど、職員の身分、地位、職務、役割等に大きな変革が見込まれている。

本稿は、フランスの国立大学の事務組織及び職員制度について紹介するとともに、大学職員を取り巻く政策的課題などにも言及することとしている²。日本の大学職員に関する研究等に示唆を与えるものがあれば幸いである。

1 国立大学の地位と管理運営組織

(1) 国立大学の地位と組織

既によく知られていることであるが、フランスの高等教育は、大学のほか高等専門学校グランド・ゼコール(*grandes écoles*)等の大学以外の機関によっても担われている。このうち、国立の大学(*université*)は海外領土を除くフランス本土に82校設置されており³、2001-2002年度現在、高等教育就学者214万人中143万人⁴を受け入れる最大の高等教育部門である。

国立大学は国民教育省⁵の所管に置かれるが、1984年1月26日の高等教育に関する法律(*Savary法*)により、法人格を有する「学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設(*EPCSCP: établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel*)」とされ⁶、この地位によって国立大学には、行政、財政、教育、学術上の自治が与えられている。

大学は、1880年2月27日法及び同年3月18日法により国家の独占とされ、大学のみが学位授与権を有することが定められた。なお、私立の高等教育機関が大学の名称を冠することがあるが、国の定める大学学位授与権がなく、大学といえば基本的には国立大学のことを意味する。

大学は、各学問領域別の教育研究組織である教育研究単位(*UFR: unité de formation et de recherche*)等から構成される。*UFR*は大学の基礎的な組織であり、日本の大学の学部に対応するものである。各*UFR*には、管理運営評議会(後述)の決議で創設される学科(*département*)や研究実験施設(*laboratoire*)、研究センター(*centre de recherche*)が置かれ、それぞれ分野の教育研究に従事する。また、各大学には、政令(*décret*)により創設される教育研究施設(*institut*)や学院(*école*)が置かれることもある。この両組織は、*UFR*と比較して独立性が高い⁷。大学におけるこれらの下部組織等は一定の自律性を持ってお

り、それぞれの長の選出又は選考を行ったり、また地位及び構造を決定する。

また、学内の構成員に共通してサービスを提供する共用施設(service commun)が置かれる⁸。共用施設としては、図書館、生涯学習センター、資料管理センター、学生受入れ・情報・指導センター、産業・商業活動センター⁹などが含まれる。

そして、全学の事務を取り仕切る事務局が置かれるとともに、UFR 等の各下部組織にもそれぞれ事務組織が置かれている。

(2) 管理運営機関

国立大学には、管理運営機関として、学長(président)並びに管理運営、学術、教務・大学生生活の3評議会(conseils)、事務長(secrétaire général)等が置かれている。また、各UFR 等にも長と評議会が置かれる。

学長は、在籍する常勤のフランス国籍を有する研究教員の中から、前述の3評議会 of 全委員による総会において全構成委員数の絶対多数を得ることによって選出される。任期は5年で、再任は認められない。学長は組織の指揮監督に当たり、外部に対して大学を代表する。また、3評議会の議長を務めるとともに、他の教職員全てを統督し、教員外の職員の配置に関する権限を有している。学長の職務遂行を支えるため、学長の提案に基づいて大学執行部(bureau)が置かれる。

3評議会のうち唯一の議決機関である管理運営評議会は、30～60名の委員で構成され、その構成は、教員の代表が40～45%、外部者が20～30%、学生の代表が20～25%、その残りの10～15%が技術・管理・労務・役務職員の代表である。管理運営評議会は、大学の政策を定め、契約について議決し、予算の評決並びに会計報告の承認を行い、教職員ポストの配分を定め、教育・研究に関する協定の承認を行うなどといった権限を有している。学術評議会は、20～40名の委員で構成され、60～80%が教職員代表(主として研究に従事する教員)、7.5～12.5%が第三期¹⁰の学生代表、10～30%が外部者である。学術評議会は、研究や学術情報に関する政策や研究費配分に関する基本方針を管理運営評議会に提案するとともに、教育プログラム、研究担当教員の資格審査、学内組織の研究プログラムや契約などについて諮問を受ける。また、教務・大学生生活評議会は、20～40名の委員で構成され、75～80%が教員及び学生の代表(両者は同数)、10～15%が技術・管理・役務・労務職員の代表、10～15%が外部者である。教務・大学生生活評議会は、教育の基本方針について管理運営評議会に提案し、学位授与権設定と新たな専攻の設置の予審を行い、学生支援の諸方策の策定などについて権限を有している。

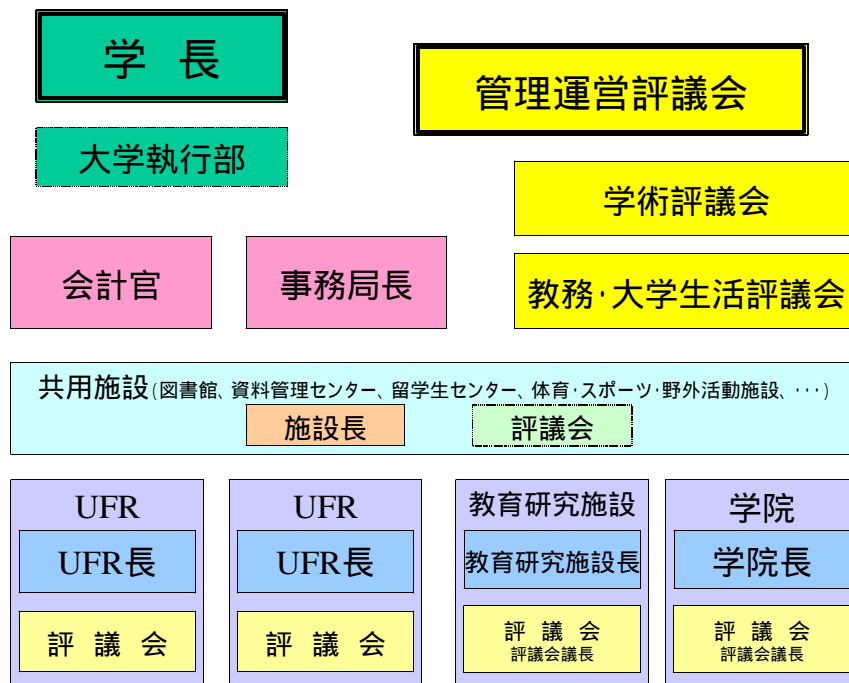
UFR や教育研究施設・学院、共用施設の長は、それぞれの組織の指揮監督に当たる。UFR 長はそれぞれの評議会の議長となるが、教育研究施設及び学院では、議長は評議会構成員のうち外部者から選出されることになっている。また、各共用施設には施設長が置かれ、各施設長は管理運営評議会の諮問を経て学長が任命する場合(例えば産業・商業活動センター)、学長の意見に基づいて国民教育大臣が任命する場合(例えば資料管理センター)などがある。また、評議会が置かれる場合があるが、その機能は施設によって異なっている¹¹。

事務組織においては、事務局長(secrétaire général)と会計官(agent comptable)等が置かれる(いずれも後述)。事務局長及び会計官は、管理運営評議会等管理運営に関する審

議機関に投票権無しで出席する。

大学の管理運営機構を含めて大学組織を図示すれば図1のようになる。

図1 大学の組織と管理運営機関



大学における意思決定に至るまでの管理運営の在り方は多様である。基本的には、管理運営評議会の議決に基づいて、学長が指揮監督する形にはなっているが、実際には管理運営評議会が形骸化していたり、学長の補佐機関に過ぎない大学執行部が大きな力を持つこともしばしばである。また、UFR 長等は必ずしも全学の評議会に代表となるわけではない¹²、また、大学執行部の一員となるとも限らない。それぞれの UFR 等が全学で占める位置は大学によって異なっており、学長が事柄の決定に際して全部の UFR 等の意見を聞く場合もあれば、大学執行部のみの意見に基づいて決定することもある。いずれにしても、1980 年代後半の契約政策¹³ の導入以来、国立大学は多様化してきており、同じ国立大学でも管理運営方法は様々である¹⁴。

(3) 全学事務組織

各大学には、事務局長以下に事務局が編制される。事務局は大学の管理運営に関して、財務や人事、教務、国際交流など様々な事務に従事する。前述の3評議会の庶務を務めるのも、大学の事務局である。

事務局の構成は大学の規模や構成などによって異なるが、総務、経理、人事、教務、国際交流、広報、情報システムなどの担当部門が置かれる。また、事務局とは別に会計官を長とする会計室(agence comptable)が置かれる。

日本の国立大学については、規模が同程度の場合、部課の構成はほぼ共通するが、フランスの国立大学については、人事を担当する課などは共通して見られる半面、それ以外に

多様な事務組織が存在している。各大学の重点政策を反映して、事務組織もそれに対応した組織作りが進められてきた結果である。ボルドー第3大学の例を図2に、サボワ大学の例を図3に、それぞれ下に示す。

図2 ボルドー第3大学の事務組織

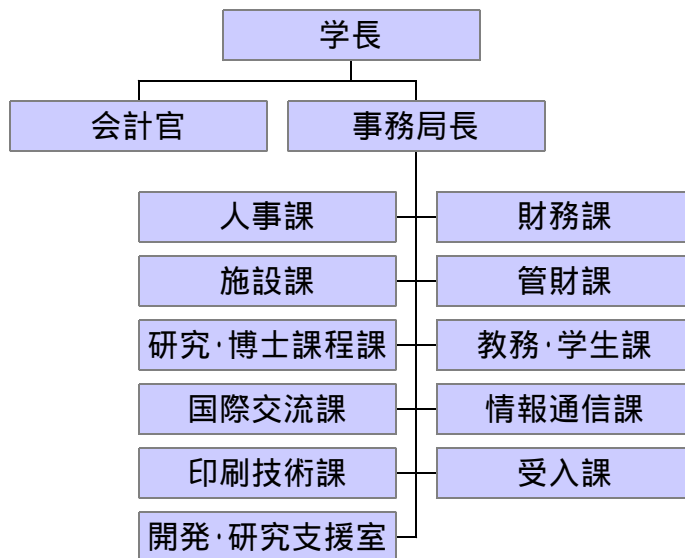
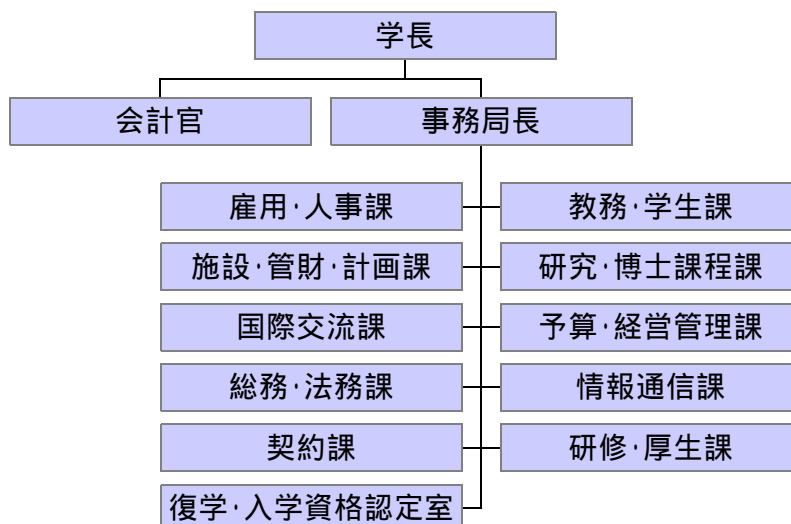


図3 サボワ大学の事務組織



大学の経営面における事務局の関与の度合いも大学によって少なからぬ相違があり、例えば、3評議会に投票権無しで出席すると法令上規定される事務局長の当該評議会における実際の発言権や影響力も大学によってまちまちである。

2 職員の職務と採用等

(1) 職員の身分と職団

国立大学の職員は、国の公務員である。公務員は、通常、外部・内部試験又は適格候補

者名簿(liste d'aptitude)^{*15}への登載によって採用される。内部試験及び適格候補者名簿登載による採用は主として他の職団の職員を対象とした採用であって、原則として、新規採用は外部試験によっている。試験採用者(外部・内部)に対して、適格候補者名簿登載採用者の割合が決められている。

公務員は、職種によってA種、B種、C種に分けられ、要求される学位や試験内容に相違があつて、A、B、Cの順に高い学位等が要求されている。A種は、学士(licence)以上の学位が必要で、主として管理、企画、監督等の業務に従事し、B種はバカロレア以上の学位が必要で、一般事務等に従事し、そして、C種は中卒以上の学歴が必要で、補助的業務や用務などに従事するとされる。

それぞれの公務員は、職務機能ごとに職団(corps)と呼ばれる集団を構成し、職員の地位や身分、採用、昇進、他の職団への異動等について、各職団ごとに詳細に規則が定められている。また、各職団は、通常複数の級(grade)を有し、それぞれの級はいくつかの号(échelon)に分けられ、職員は年功や昇格試験等によって号や級を昇格していくこととなる。

大学には、教員、事務局長、会計官以外に、管理、技術、衛生などにかかる業務に従事する様々な職種の職員が勤務している。その中で、大学事務に従事する職員(personnels d'administration)は、主としてA種及びB種の職員からなる学校・大学行政職団群(ASU: corps d'administration scolaire et universitaire)に属する職員と、C種の職員からなり、それぞれ全省庁及びそれらの所轄機関を通じて共通の職団を構成する事務員(agent administratif)と副事務官(adjoint administratif)である。また、技師及び研究教育技術(・事務)職員(IT(A)RF: ingénieurs, personnels techniques (et administratifs) de recherche et de formation)^{*16}、技術・労務・支援・衛生職員(TOS: personnels techniques, ouvriers, de service et de santé)^{*17}、図書館職員(personnels des bibliothèques)も、それぞれ職団群を形成している。

職員は、配属される学校又は大学で施設の長の命令の下、管理責任者(大学では事務局長)の下に組織編制され、施設・設備の管理や人事、財務、教務、学生支援等の事務に従事する。以下に、学校・大学行政職団群、事務局長及び会計官の官職(emploi)^{*18}について詳しく見ていきたい。

(2) 学校・大学行政職団群(ASU)

学校・大学行政職団群には、B種に位置付けられる「学校・大学行政事務官(SASU: secrétaire d'administration scolaire et universitaire)」、A種に位置付けられる「学校・大学行政専門官(AASU: attaché d'administration scolaire et universitaire)」及び「学校・大学行政参事官(CASU: conseiller d'administration scolaire et universitaire)」の3職団が含まれる(政令第83-1033号第3条)。

a) 学校・大学行政事務官(SASU)

学校・大学行政事務官の身分、採用等は上記政令第83-1033号で定められていたが、1995年8月1日をもって国の事務官に関する規定で統一的に定められることとなった(政令第94-1017号)。その際、当該職団の既存の「事務官(secrétaire)」、「係長(chef de section)」、「主任事務官(secrétaire en chef)」の三つの級は他の職団の級とともに、「通

常級事務官(*secrétaire administratif de classe normale*)、「上級事務官(*secrétaire administratif de classe supérieure*)」、「特別級事務官(*secrétaire administratif de classe exceptionnelle*)」の三つの級に再編制された¹⁹。

これらの職員は、所属する分野に関わる法令に基づく行政事務を行うこととされ、行政文書の作成、会計事務、調査、分析などに従事する（政令第 94-1017 号第 2 条）。特別事務官及び同等の級に属する職員は、管理事務及び財務を担当する諸系の調整に従事し、あるいは室(*bureau*)の責任者となることができる（同上）。

学校・大学行政事務官の採用は、外部・内部試験等による。外部試験はバカロレア又は相当以上の学位を有する者を対象として行われ、内部試験は国や地方公共団体、軍、国際機関の職員で 4 年以上の職務経験を有する者を対象として行われる。両試験による採用数は国民教育大臣が決定するが、それぞれの試験による採用者数は両試験による総採用者数の 4 割を下らないこととされている（同第 5 条）。

両試験の合格者は、国民教育大臣によって研修公務員(*fonctionnaires stagiaires*)に任命され、1 年間の研修を受ける。研修は職場研修とともに、大学区行政職員養成センター(*centre académique de formation de l'administration*)²⁰において様々な研修が組織される。1 年の研修期間後、結果が良好であれば正式に採用される。不十分な場合は、1 年を限度に研修が延期されその終了後に再度判断される。最終的に不採用となった場合は、新規採用の場合は解雇され、それ以外の場合は元の職団に戻される（同第 7 条）。

b) 学校・大学行政専門官(AASU)

学校・大学行政専門官の職団には、専門官(*attaché*)、二級主任専門官(*attaché principal de deuxième classe*)、一級主任専門官(*attaché principal de première classe*)の三つの級があり、それぞれ 12（初任者を除く）、6、4 の号に分けられる（前述政令第 83-1033 号を修正する 1996 年政令第 96-586 号）。一級主任専門官の総数には制限があり、学校・大学行政専門官総数の 35 %以下とされている。

学校・大学行政専門官は、各種行政決定の準備と適用に従事し、施設の管理責任者の補佐官を務めるとされる。また、一級・二級主任専門官は、委任を受けて、国民教育省等から分権された職務についての管理職となったり、施設の物資・財務管理者（場合によっては会計責任者）となるほか、会計官の職務を遂行することができる。

学校・大学行政専門官の採用は、州の行政機関を経由して行われる場合（地方行政組織に関する 1984 年 7 月 10 日付政令第 84-588 号に定める条件による）、外部乃至内部試験を受けて行われる場合、適格候補者名簿登載によって行われる場合の 3 通りがある。

両試験による募集者は、国民教育大臣と公務大臣(*Ministre de la Fonction publique*)²¹の共同布告(*arrêté conjoint*)によって定められる²²。外部試験に応募するには、原則として 35 歳未満かつ学士以上（又は相当）の学位が必要である。内部試験は、4 年以上の経験を有する国や国際機関の職員等が対象である。原則として、半数以上は外部試験による採用に充てられなければならない。

外部試験には、以下の筆記試験が課せられている。

試験 1：20 世紀におけるフランスと世界の政治的・経済的・社会的・文化的発展について一般的知識を主題とする作文試験

試験 2：文章又は討論会又は書類の一定語数内の要約作成

試験 3 : 次の一についての作文 A 政治機構及び行政法 B 国家財政

外国語試験 (任意): 外国語翻訳 (独語、英語、アラビア語、西語、伊語、蘭語、葡語、露語から一箇国語)

また、学校・大学行政専門官への適格候補者名簿に登載されるためには、9 年以上の経験 (うち少なくとも 5 年は SASU として) のある 40 歳以上の者で、学校・大学行政専門官職団の行政同数委員会 (CAP: *commission administrative paritaire*)^{*23} の諮問を経なければならない。これによる採用は、前述の二つの採用法 (州の行政機関経由及び試験による採用法) による採用者が 5 名に達したときに、名簿から上位 1 名について行われる。

新たに学校・大学行政専門官の採用試験 (内部及び外部) に合格した者は初任者として任官され、大学区行政職員養成センター等において 1 年間の研修を受ける。研修の期間、初任者は学校・大学行政専門官の職団には入らずに、元の職団からの出向 (*détachement*) の扱いとなる (政令第 83-1033 号第 27 条)。研修は 1 年の研修期間後、結果が良好であれば専門官の第一号に採用される。不十分な場合は、1 年を限度に研修が延期されその終了後に再度判断さる。最終的に不採用となった場合は、新規採用の場合は解雇され、それ以外の場合は元の職団に戻される (同第 28 条)。試験によらない募集の場合は直ちに正式採用され、従前の地位に応じた専門官職に任官される (同第 29 条)。

c) 学校・大学行政参事官 (CASU)

学校・大学行政参事官の職団は、通常級 (*classe normale*) と特別級 (*hors classe*) の二つの級に分けられ、それぞれ 11 の号、5 の号がある。大学に配置される学校・大学行政参事官は、大学の管理事務や財務・会計の責任者などを務める。また、学校・大学行政参事官は、会計官の職務を行うことが可能である。

学校・大学行政参事官の採用試験には、4 年以上の経験と定められた学位を持つ A 種の公務員向けの第一試験、AASU 又は国民教育省職員でそのいずれか又は両者において 7 年以上の経験 (ただし、第一試験に必要な学位を有する者については 5 年以上) のある者を対象とする試験科目の少ない第二試験がある^{*24}。第 1 試験による採用は 15 % 以上でなければならない。

それぞれの採用試験の筆記試験は以下の通りである。

【第一試験】

試験 1 : 現代社会における政治的・経済的・社会的・文化的諸課題に関する作文

試験 2 : 教育問題に関する行政的・財政的的局面を呈する技術的書類の研究 / 当該書類から、示された課題の分析及び解決策の提示を含むメモの作成

試験 3 : 次の一についての作文 A 政治機構及び行政法 B 経済学及び国家財政 C 行政・経済管理手法

外国語試験 (任意): 外国語翻訳 (独語、英語、アラビア語、西語、伊語、蘭語、葡語、露語から一箇国語)

【第二試験】

試験 1 : 教育制度の問題に関する技術的書類の研究 / 当該書類から、示された課題の分析及び解決策の提示を含むメモの作成

試験 3 : 次の一についての作文 A 政治機構及び行政法 B 財政法及び公会計

また、学校・大学行政参事官の採用は適格候補者名簿に登載されることによっても行わ

れている。名簿に登載されることが可能なのは一級主任専門官と4号以上の二級主任専門官であり、全国行政同数委員会の諮問によって登載される。試験（第一及び第二）による採用6名につき1名が名簿から登用されることとされ、2000年においては、59名が試験で採用され、その結果9名が適格候補者名簿から採用されている。

試験に合格した者は、初任者に任官され、国民教育省の職員養成部^{*25}で1年間の研修を受ける。研修期間後の扱いについては学校・大学行政専門官と同じである。

(3) 事務局長と会計官

a) 事務局長(*secrétaire général*)

事務局長は、学長の命を受け、大学の管理(*gestion*)に従事することとされる。事務局長は、学長の推薦によって国民教育大臣から任命される^{*26}。

事務局長職に就くための資格は全大学共通であったが、2001年3月29日の政令第2001-283号により他の国立高等教育機関と共通化が図られる一方で、大学等の規模によって第一群(*groupe I*)及び第二群(*groupe II*)に分けられ^{*27}、前者に求められる資格は後者よりも要件が厳しくなっている。それぞれの資格は下記のとおりである(同政令第4条)。

《第一群》

国立行政学院^{*28}の修了者から募集される職団群に属する者

大学区事務局長に任命されている者

第二群の国立高等教育機関事務局長に任命されている者

学校・大学行政事務局長、国立学生厚生センター^{*29}副所長、同部長、地方学生厚生センター所長の官職にある者

学校・大学行政参事官でA種の職務に10年以上従事し、かつ、特別級であるか通常級の5号以上の者

《第二群》

第一群の 、 、 、 に該当する者

国及び地方公共団体またはそれらの施設等機関の公務員で、最終号俸が966以上のA種に分類される職団又は官職にある者で、A種の職務に10年以上従事し、かつ号俸が705以上の者

また、上記政令において事務局長人事の流動化が図られ、同一任地での勤務について、任期5年を2回の計10年を上限とすることとなった。

b) 会計官(*agent comptable*)

会計官は学長の推薦によって、国民教育大臣及び財務大臣の共同布告により任命される。会計官は、国家予算の適正執行等を任務とする国の会計官(*Comptable public*)として学内において独立した地位を持ち、この職務に関しては会計監査院^{*30}に服属する。学長の決定により大学の財務責任者の職務を行うことができる。

会計官は、高等教育機関の会計官適格候補者名簿登載によって採用される。この名簿には、経理官(*intendant universitaire*)^{*31}、学校・大学行政参事官、一級主任専門官、財務省の外部機関のA種職員が搭載されることが出来る。なお、会計官の補佐官(*agent comptable secondaire*)は、共同布告による指名を受けて、会計官の同意の下に、学長が

任命する。

3 事務職員にかかる近年の動きと現代的課題

(1) 分権化の動き

大学の職員は、採用、配置、異動、昇進、給与等あらゆる面で中央集権的に国民教育省において管理されてきたが、大学の多様性（例えば、学生数や教職員数等による大学規模の相違、大学を構成する UFR 等による組織上の相違、都市の中にある大学や郊外の大きなキャンパスを有する大学など置かれた環境の相違）を反映しない、現場の人的必要性に迅速に対応できないなどの理由から、職員管理に関する大学への権限委譲が強く求められてきている。

国民教育省では、1990 年代以降、一部の職員を対象としたものではあるが、採用から手始めに分権化を進め、1992 年の法律 92-678 号において、職員(ITARF)の採用及び人事管理にかかる権限を国民教育大臣から大学長へ委任することができる旨規定した（第 5 条）。この規定に基づく翌年の政令 93-1334 号で具体的な権限委譲が定められ、その範囲が次第に拡大されてきている。2002 年現在、職員(ITARF)の C 種の職員に関して、雇用に影響のない範囲での職員管理に関する権限（上級の号への昇格、病気休暇の付与、採用試験や適格候補者名簿による格付けなど）が学長に委任されている（2001 年 12 月 13 日付国民教育大臣布告）。また、各大学の所在する大学区の長(recteur)にも、一部職員の採用や適格候補者名簿の作成などといった権限の一部が委任されている（2001 年 12 月 13 日付国民教育大臣布告を修正する 2002 年 5 月 2 日付国民教育大臣布告）。また、前述政令 93-1334 号は 2001 年 1 月に改正され（政令 2001-32 号）、委任の対象を大学等の図書館職員にも拡大した。

しかしながら、委任された権限は限定的で、職員に関する更なる権限委譲が大学から求められており、その要求は大学自治拡大の要求の中でも最も大きな項目の一つとなっている。例えば、2001 年 3 月 23 ~ 24 日に開催された国立大学学長会議(CPU: Conférence des Présidents des Universités)^{*32} 主催のシンポジウム「大学の自治」においても、職員に関する自治の拡大がたびたび言及されている^{*33}。

国立大学学長会議の職員にかかる要求は次のようにまとめられる^{*34}。

職員の直接の募集

各職団の級数に拘束されない、自由な官職の設置と廃止

職員の給与・手当の決定権

官職総数の管理（年間の空きポストの活用）

奨学金及び各種手当を担当職員の大学区本部(rectorat)及び CROUS から大学への移管

国立大学学長会議の要求は、職員に関する権限・裁量の拡大にとどまっており、職員の身分は国家公務員を維持することとしている。上記シンポジウムの報告書において、国立大学学長会議は、国家公務員制度の枠内での職員人事管理を維持しつつ、各大学の個々の必要性へ対応できるよう包括的な職員定数配分を提案している。

(2) 事務職員の専門職化

各大学がそれぞれに置かれた環境等に適した発展を促すために分権化が進められてきたことは上に述べた通りであるが、他方学内では、学長を中心とした執行体制の整備が求められてきている。

契約政策の導入は予算に関する大学の自治を拡大するとともに、大学が一つの統一体として機能するよう促したが、それは学長がリーダーシップを発揮しつつ、学内の構成員(UFR等)の利害関係を調整し、大学として計画を策定した上で、国との契約をまとめていくことを必要としていた。その過程の中で、特に計画を策定するに際して、大学の内外の状況を把握し、学内の調整を図りつつ大学の目標や政策を策定していくといったより戦略的な大学運営の一端を職員が担うようになるにつれて、より高い専門性を持った職員が求められるようになってきている。

多くの大学で、データ収集や分析の仕事に当たらせるため、専門職が雇用された。また、大学間で協力しつつ情報化を進める努力も行われ、学生管理に関する Apogée や予算・会計管理に関する Nabuco といった共通ソフトウェアの開発へとつながった。こうした情報化は、事務の簡素化につながることから事務官には概ね好評であったものの、各教科の特性から派生する必要性などが考慮されていないことなどから一般に教員には不評であった。しかし、全学を通して同じシステムを使用することは、大学全体からそれぞれの立場などを考えるのに大きく寄与した。

また、管理職についても、大学行政の専門家の必要性が指摘されている。事務局長協会は、大学に特化した高度な行政能力を有する職種の創設、大学管理職の養成・研修を行う学校の創設を提言している^{*35}。

(3) 1997年の円卓会議

基本的知識や新しい技術の習得、職業人及び公民育成、不平等と社会疎外(exclusion)への対応といった新たな課題に対応するため、国民教育省等は1997年、大学や研究組織などにおける職員と政府担当者による円卓会議を開催した。2回の会合を経て最終報告書がまとめられ、関係大臣に提出された。報告書は、職員の地位の改善等に関して、次の8目標を提示している。

職員の地位と役割の再確認

民主主義と透明性

人事管理の分権、新しい形の組織と業務

公務の質的・量的向上、身分の簡素化と改善、人事異動

複雑に構成される事務・技術職員の職団の整理と人事交流の推進

人事管理における研修と評価

衛生・安全管理の改善

社会疎外対策への職員の活用

以下主として事務職員に関係する部分を中心にその内容を紹介したい。

上記目標のうち、の分権等に関しては、中央における行政はより戦略的なものとしつつ、学校・大学行政職団群の人事を大幅に分権化することとしている。このため、各大学等ごとに組織同数委員会(CPE: commission paritaire d'établissement)を設置し、各組織において当事者間の交渉の場を設け必要な決定を行うこととしている。また、大学の自治

の拡大とともに、事務局長などの事務管理職の地位の見直しを進め、中央行政との人事交流も一層活発に行うこととしている。 の公務の在り方については、職団を徐々に簡素化するとともに、その体系を整理して地位の低い者にも高い職団への昇進の門戸を開くこと、省庁を越えての人事異動、研修の充実などを求めている。 の事務職員等の在り方については、同じ職場で様々な職団に属する職員が存在することの複雑さを取り除き、大学と研究機関等との人事交流を進めるとともに、20年来変更のない事務局長と会計官の地位を、大学学長会議の提案に基づいて見直すことなどを求めている。 の研修・評価については、新しい方式の評価の導入や、契約職員の常勤職員化のための研修の実施などを求めている。

この提案を受けて、1998年以降、関係省庁において、次の四つの基本方針の下に職員に関する改革が進められてきた。

簡素化：職団の半減（1998年現在30職団に55,000人の職員）

調和化：民主的で一貫性のある人事管理のための組織同数委員会の設置

明確化：常時勤務する者の常勤職員化とその他の職員の公務員身分の付与

強化・充実：（下記）

最後の「強化・充実」については、近年の新しい諸課題の出現と大学の自治の拡大によって、資質の高い職員の確保と管理職の配置、並びに現在働いている職員の研修の充実を必要としているとともに、職務体系の改善（有能な者が昇進できるようにすることなど）、管理職員の充実が必要であるとしている。

事務職員については、16,000人の大学・学校行政事務職と5,400人の研究・教育事務職(ARF: administratif de recherche et de formation)の職団群が並存し、また、技術職員の中に事務職員の職務を行っている者があることの問題が指摘されている。このため、大学・学校行政事務職が一般事務に従事することを基本としつつ、1999年予算では研究・教育事務職の600人を技術職に、別の600人を大学・学校行政事務職にそれぞれ繰り入れることとし、2000年からは研究・教育事務職の採用を停止した。また、学校・大学行政事務官に関して、他省庁所管の職員と職団の共通化が図られたことは前述の通りである。

4 結語

フランスの大学職員は、日本同様、教員と比べれば関心の対象とはなりにくい存在である。国立高等教育機関評価委員会(CNE: Comité national d'évaluation des établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel)^{*36}は、初めて高等教育機関全般の大学職員を取り上げ、評価報告書を1995年2月にまとめているが、同報告書は、職員が高等教育機関の活動維持に不可欠であると認められてはいるものの、その役割については余り知られておらず、また、正当な評価を受けず、教員よりも低く評価されていると職員が感じていることなどを冒頭に指摘している。このような意識は日本の大学職員と共通するところがあるが、フランスでは、大学の自治の拡大と職員の専門職化等により、次第に職員の意識にも変化が生じつつあるように思われる。

法人化後の日本の国立大学の事務組織は、国が一元的に定数等を管理する制度から各大学の自由裁量に任せる制度へと大きく変わり、事務組織は「専門職能集団」として機能することとされる。この制度改革は、次第に大学の権限・裁量を拡大してきたフランスの取

り組みを大きく越えて、一気に国立大学へ事務組織・職員に関する権限・裁量を委ねるものであり、今後、組織作りとその後の運営について各大学の力量が問われるとともに、それぞれの職員の抜本的な意識の改革が求められることとなるであろう。

《参考文献》

大場淳 2003 「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展 日本の国立大学法人化とフランスの契約政策の比較考察」『大学論集』第 33 号、広島大学高等教育研究開発センター。

フランス教育行政担当者協会、小野田正利訳 2000 『フランスの教育制度と教育行政』、大阪大学人間科学部。

国立学校財務センター 2000 『大学の設置形態と管理・財務に関する国際比較研究 - 第一次中間まとめ』、P.60-75。

Comité national d'évaluation des établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel (CNE) 1995 "Les personnels ingénieurs, administratifs, techniciens, ouvriers et de service dans les établissements d'enseignement supérieur".

Ministère de la Jeunesse, l'Education nationale et de la Recherche (MJENR), 2002 *Les établissements d'enseignement supérieur - Structure et fonctionnement - Guide pratique Edition 15 mai 2002.*

Ministère de l'Education Nationale, de la Recherche et de la Technologie 1997 "Table ronde sur les personnels Atos et Itarf - Rapport Soulas".

(<http://www.education.gouv.fr/rapport/tablrond.htm>).

Ministère de l'Education Nationale, de la Recherche et de la Technologie, 1998 "Personnels IATOS du supérieur".

(<http://www.education.gouv.fr/realisations/ressources/iatossup.htm>).

Conférence des Présidents d'Université 2001 *Autonomie des Universités*, Les actes du colloque annuel de la Conférence, Lille 22-23 Mars 2001.

*1 大学の職員に関する規定である学校教育法第 58 条では職員に教員も含まれが、本稿では教員以外の職員の総称として「職員」又は「大学職員」と称する。

*2 最初にフランスの国立大学の管理運営制度等について簡単に紹介を加える。管理運営制度等についてより詳しく知りたい者は、大場(2003)を参照されたい。

*3 法令上は国立工学院(INP: institut national polytechnique)も大学として位置付けられているが(全 3 校) この数値には含んでいない。

*4 学生数の統計では、大学に付置される技術教育短期大学部(IUT)(12 万人)及び教員養成センター(IUFM)(8 万人)の学生数は別途集計される場合が多いが(MJENR 2002 等)、本数値はこれら両者の数を含んでいる。

*5 フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上「国民教育省」と記する。直近では、2002 年 5 月の政変で、「国民教育省」から「青少年・国民教育・研究省」に組織が変わった。

*6 したがって、正確に言えば、国が管理する大学は「国立大学」(仏語であれば"université d'Etat"になるだろうか)とは呼称されない。しかし、法令により設置され、各大学が自律性を持つものの、最終的には国が運営に責任を持つことから、「国立大学」と呼ぶのが適当と考えられる。

*7 UFR と当該両組織の比較の詳細は、大場(2003)参照。

*8 共用施設は、政令で定められた手続に従って、各大学ごとあるいは複数の大学の共通施設として設置される(Savary 法第 25 条)。その設置は、管理運営評議会の 3 分の 2 以上の多数による決定によって、また、複数の大学の共通施設の場合は大学間の協定(convention)によって行われる。

*9 Services d'activités industrielles et commerciales(SAIC)。1999 年の技術革新・研究に関する法律で設置が決められた共用施設。学内の研究施設の企業への貸与や知的所有権の運用など、学内の全ての産業・商業活動に従事する。自己資金で職員を雇用することができることとされている。

*10 日本の大学院にほぼ相当する大学課程。ちなみに、第一期及び第二期が日本の学部に対応する。

*11 例えば、資料管理センターでは評議会がセンターを管理運営(administrer)することとされているが(政令 85-694 号)、産業・商業活動センターでは、センター長が学長の指揮監督の下で施設を管理運営することとされており、必要に応じて評議会の支援を受けることができるとされている(政令 2002-549 号)。

*12 ある UFR 等に関係する事項を取り扱うときは、その長の意見を聞くこととされている(Savary 法第 25 条)。

*13 大学の予算の一部を、大学が策定する計画に基づいて国と締結される契約によって配分する制度。主として予算に関する自律性の拡大をもたらしたが、その予算の範囲内での人の雇用も可能となっている。

*14 管理運営の様々な在り方については、大場(2003)を参照されたい。

*15 適格候補者名簿とは、ある職種に就くことが可能な者の一覧である。採用の優先順位が定められている。

*16 この職団群のうち、研究教育事務職員の諸職団に属する職員は、技師・研究教育技術職員の諸職団又は ASU の職団群への所管替えの手続が進められている。

*17 清掃員、建物管理職員、運転手、電話交換手、看護婦などが含まれる。この職団群のうち、衛生職員(看護婦など)以外の諸職団に属する職員は、IT(A)RF への所管替えの手続が進められている。

*18 他の職団の職員を配置すること。当該職員の所属職団は変わらない。

*19 制度改変以前・以後のそれぞれの 3 つの級は 1 対 1 に対応するのではなく、係長が通常事務官に任命されることもあった。移行措置として、暫定的な係長の級が創設された(政令 94-1017 号第 16 条)。

*20 国民教育省の地方出先機関である大学区ごとに設置され、大学区内の非教員職員を対象として、新規採用者の研修、内部試験のための研修、専門性向上のための研修等を行っている。

*21 公務員の地位や身分、採用、昇進、異動、待遇、年金などを所管する省の大臣。

*22 2001 年については、外部試験 148、内部試験 148 の計 296 ポストについて公募された。

*23 それぞれ同数の職員代表及び行政代表による諮問機関。公務員の昇進や異動などについての審議を行う。

*24 最近の制度改正(政令 2002-1140 号)によって、2003 年から試験は一本化される予定である。

*25 行政・技術職員及び幹部職員局の下部組織。フランス中西部のポワティエに置かれる。1995 年に設置された国民教育省幹部職員養成学校が、1997 年に改組されてできた。学校・大学行政参事官だけではなく、本省・大学区の視学官(inspecteur)、学校医などの研修を行うほか、各大学区で行われる行政・技術職員等の研修への支援などを行う。

*26 事務局長の任期は 5 年以内で、最長 10 年の範囲内で再任が可能とされている(政令 70-1094 号第 5-1 条)。したがって、学長(任期 5 年で再任不可)が就任する際には、通常前任以前の学長の推薦によって任命された事務局長が在任していることになる。新任の学長と事務局長が合わない場合は、往々にして学長が事務局長の交代を求めることがある。

*27 2001 年 3 月 29 日の国民教育大臣布告により、Aix-Marseille-II、Besançon、Bordeaux-I、Caen、Dijon、Grenoble-I、Lille-I、Lyon-I、Montpellier-II、Nancy-I、Nantes、Nice-Sophia-Antipolis、Paris-I、Paris-V、Paris-VI、Paris-VII、Paris-X、Paris-XI、Poitiers、Reims、Rennes-I、Rouen、Strasbourg-I、Toulouse-III、Tours の 25 大学が第一群に、それ以外が第二群に指定されている。

*28 Ecole nationale d'Administration (ENA)。首相府所管の上級公務員養成学校。

- *29 Centre national des oeuvres universitaires et scolaires (CNOUS)。1955年4月16日の法律によって設立された、奨学金、学生宿舎、大学食堂、外国人学生受入れなどを取り扱う学生支援のための組織。傘下に地方学生支援センター(CROUS: centre régional des oeuvres universitaires et scolaires)を置く。
- *30 行政機関等の予算執行の適性などを監査する行政機関。
- *31 中学校、高等学校において、施設設備管理や財務等について校長を補佐する官職。
- *32 大学に関する諸問題を審議し、国民教育大臣へ建議し、また、同大臣からの諮問を受けて答申を行う機関。国民教育大臣が議長を務める。1971年の政令で設置され、1984年のSavary法で法制化された。
- *33 例えば、ある学長は、職員の人事は国民教育省の枠内だけではなく、複数の省庁に跨って行うべきで、募集や異動の管理は大学が中心となって行うべきと主張した。
- *34 <http://www.fsu-fp.org/dossiers/decentralisation/021023decentralisationbiblio.htm> に拠った。
- *35 前述シンポジウム「大学の自治」報告書。事務局長協会は、更に、大学職員と他の職との分離（現在は大学区や初等中等教育機関の職員と共通）を提唱している。
- *36 1984年の高等教育法によって設立された高等教育機関の評価を行う機関。国民教育省とは別に置かれる。基本的には各高等教育機関を取り上げて評価を行うが、学問領域別の評価及び特定のテーマの評価も行う。